

至誠館大学消防防災計画規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防法第8条第1項に基づき、至誠館大学（以下「本学」という。）の防火管理について必要な事項を定め、火災・地震その他の災害を予防し、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この規程は、本学に勤務又は在学し、もしくは本学に出入りするすべての者に適用する。

(防火管理者の業務と権限)

第3条 防火管理者は、この計画の実行についてのすべての権限を有し、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の策定、検討及び変更
- (2) 消火・通報及び避難訓練の実施
- (3) 火災予防上の点検・検査の実施及び指導監督
- (4) 消防用設備等の点検・整備の実施及び指導監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 避難施設、防火・防災上必要な設備の維持管理
- (7) 防災管理責任者及び火元責任者に対する指導監督
- (8) 職員、学生に対する防火・防災上必要な教育の実施
- (9) 増改築、模様替等の工事現場における安全管理計画の策定
- (10) その他防火管理・防災管理上必要な業務

(消防機関への手続等)

第4条 管理権原者（「学校法人菅原学園」をいう。以下同じ）は、次の事項について消防機関への届出、報告及び連絡を行う。

- (1) 防火管理者の選任及び解任の届出
- (2) 消防計画の変更届出
- (3) 消防用設備等の点検実施結果の報告
- (4) 防災教育訓練の事前通知及び指導の要請
- (5) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸報告
- (6) その他防火管理上必要な事項

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第5条 出火防止又は火災の拡大防止及び人命の安全確保を図るため、別表第1のとおり防火・防災管理組織を定め、各施設等の安全管理及び適正な維持管理業務を行う。

2 防災管理責任者は、防火管理者を補佐し、各施設の適正な機能を維持するため次の業務を定期的に行う。

- (1) 消防用設備等の点検

- (2) 火気使用設備器具・電気設備及び危険物施設等の検査
 - (3) 避難施設・防火・防災上必要な設備の検査
 - (4) その他防火・防災上必要な施設の点検検査
- 3 火元責任者は、防災管理責任者を補助し、火災その他災害の予防のため担当区域内の次の業務を日常的に行う。
- (1) 火気の使用又は取扱いの安全管理
 - (2) 火気使用設備器具・電気設備器具・危険物品等の安全管理
 - (3) 消防用設備等の維持管理
 - (4) 避難施設・防火・防災上必要な設備の維持管理
- 4 防災管理責任者及び火元責任者は、点検検査の実施結果に不備欠陥事項があった場合は、すみやかに防火管理者に報告しなければならない。
- (消防用設備等の法定点検)
- 第6条 管理権原者は、消防用設備等の法定点検を行い、その結果は維持台帳に記録するとともに3年に1回所轄消防署長あて報告しなければならない。
- (不備欠陥事項の報告)
- 第7条 防火管理者は、防火上の点検検査及び消防用設備等の点検を実施した結果、不備欠陥事項があった場合は、管理権原者に報告し改修の促進を図らなければならない。
- (火気等の使用時の遵守事項)
- 第8条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) ガスコンロ・電熱器等の火気使用器具は、指定場所以外で使用しないこと。
 - (2) 火気使用器具は、使用前・使用後は必ず器具の点検を行い安全を確認すること。
 - (3) 火気使用器具を使用する場合は、周囲に可燃物がないことを確認すること。
 - (4) 喫煙は、指定場所以外ではしないこと。
 - (5) 終業時には、灰皿を指定場所に集め、吸殻の後始末を完全にすること。
- (避難及び防火施設に対する遵守事項)
- 第9条 本学に出入りするすべての者は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 出入口・階段・廊下・通路その他避難のために使用する施設には、避難の障害となる設備を設け又は物件を放置しないこと。
 - (2) 防火戸の周囲には、閉鎖障害となる物件又は延焼の媒介となる可燃物を置かないこと。
 - (3) 消防用設備等の周辺には、その機能を阻害し又は使用の障害となる物件を設けないこと。
- (工事中の安全対策)
- 第10条 管理権原者は、増築・改築等の工事を行う場合は、防火管理者に工事中の安全管理計画を策定させ、「工事中の消防計画」を所轄消防署長あて提出しなければならない。
- 2 防火管理者は、自ら又は補助者による工事の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督をしなければならない。

- 3 防火管理者は、工事関係者に対して次の事項を周知し遵守させなければならない。
- (1) 火気を使用して工事を行う場合は、可燃物の除去、消火器等の準備、その他火災予防上必要な措置を講じること。
 - (2) 指定された場所以外では、喫煙・火気の使用を行わないこと。
 - (3) 危険物等を持ちこむ場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
 - (4) 工事場所又は工事区分ごとに防災管理責任者を指定し、火気の使用又は危険物等の安全管理を行うこと。
 - (5) 避難の障害及び放火の防止をするため、資機材等は常に整理・整頓をするとともに、工事に関係する場所に関係者以外の者をみだりに立ち入りさせないための措置を講じること。
 - (6) その他防火管理上必要な指示に関すること。

第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防組織の編成と活動)

第11条 火災等の災害が発生した場合に、その被害を最小限にとどめるために別表第2のとおり自衛消防隊を組織し、その活動及び任務分担は、次のとおりとする。

担当区分	任 務 内 容
隊 長	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防隊に対する指揮、命令を行うとともに消防隊との連絡を密にして、円滑な自衛消防活動の実施に努める。 ・避難状況の把握を行う。
副 隊 長	<ul style="list-style-type: none"> ・隊長を補佐し、隊長が不在のときは、その任務を代行する。
連絡通報班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関への通報又は通報の確認を行う。 ・学内への火災発生への伝達、消防隊の誘導・情報の提供を行う。
初期消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器等を使用し初期消火作業を行う。 ・防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止を行う。
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・非常口を開放し、避難の指示伝達を行い避難者の誘導を行う。 ・避難器具の設定及び操作を行う。 ・負傷者及び逃げ遅れた者の有無の確認を行う。
<p>火災の発見者は、大声で火災発生を付近の者に知らせ、非常ベル等の操作により建物全体に報知するとともに消防機関（119）に通報すること。</p>	

2 防火管理者は、前項の自衛消防隊組織について、常に最新の編成表を作成しておかななければならない。

(避難経路の周知)

第12条 防火管理者は、火災等の災害による人命の安全を確保するため屋外に通じる避難経路を職員及び学生に周知徹底しなければならない。

(防火管理体制の一部委託)

第13条 本学における防火管理・防災管理について、その業務の一部を別表第3のとおり委託する。

第4章 震災対策

(日常の地震対策)

第14条 日常の地震対策を次のように定める。

- (1) 地震対策を実施する責任者は、防災管理責任者をもって充てる。
- (2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。
 - ア ロッカー・自動販売機の転倒防止措置を行う。
 - イ 窓ガラスの飛散防止措置及び看板等の落下防止措置を行う。
 - ウ 火気設備等からの出火防止措置を行う。
 - エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。
 - オ その他、災害予防のために必要な措置を行う。
- (3) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期的に点検整備を実施する。

(地震後の安全措置)

第15条 地震後の安全措置は次のとおりとする。

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 出火防止
 - ア 火気設備器具の直近にいる職員等は、元栓・器具栓の閉止又は電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
 - イ その他、出火防止に関する措置を講じること。
- (3) 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。
- (4) 地震動終了後、防災管理責任者及び火元責任者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具、電気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は速やかに復旧のための措置を行う。

(地震時の活動)

第16条 地震時の活動は、次の事項について行う。

- (1) 情報収集等
連絡通報班は、次のことを行う。
 - ア テレビ・ラジオ等により、情報の収集を行い、防災管理責任者に報告する。
 - イ 混乱防止を図るため、必要な情報は学内の教職員、学生及び入構者に周知する。
- (2) 救出・救護
 - ア 救出・救護活動にあたっては、避難誘導班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。
 - イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、医療機関に搬送する。
- (3) 避難誘導等
 - ア 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
 - イ 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。

ウ 避難場所は、本館南側広場、体育館前駐車場、図書館北側駐車場及びグラウンドとし、状況により適当な場所を加える。

(復旧工事に伴う安全管理、建物再使用時の安全管理)

第17条 復旧工事に伴う安全管理、建物再使用時の安全管理は次のとおりとする。

(1) 管理権原者は、建物を使用再開又は復旧後使用するときは、次の措置を講じる。

- ア 工事施工者に対する教育の徹底
- イ 立入禁止区域の指定と教職員・学生に対する教育の徹底
- ウ 避難経路の明確化

(2) 管理権原者は、復旧活動時において火災及び災害の発生等を防止するために次の対策を講じる。

- ア 建物が無人となる場合は、ガスの元栓及び電気のブレーカーを遮断する等の措置を行い、再供給時のガス漏れ及び通電による出火防止を図る。
- イ 授業等の学校行事の再開時は、火気使用器具の破損状況を検査し、安全であることを確認する。

第5章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

第18条 防火管理者は、防火管理業務の効果的な推進を図るため、次のとおり防災教育を行うものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項
- (3) 防火管理に関する各自の任務及び責任の周知徹底
- (4) 震災対策に対する事項
- (5) その他防火管理・防災管理上必要な事項

(消防訓練の実施)

第19条 防火管理者は、自衛消防隊の迅速かつ的確な活動を期するため、次により消防訓練を実施する。

訓練種別	実施回数	訓練内容
消火訓練	年1回以上	消火器具・消火設備の取扱・操作要領の習熟を図る。
通報訓練	年1回以上	消防機関(119)への通報要領及び建物全体への伝達要領の習熟を図る。
総合訓練	年1回以上	火災の発見、火災発生時の伝達、119番通報、初期消火及び避難誘導の連携訓練を行う。

2 防火管理者は、消防訓練を実施する場合は、あらかじめその旨を消防機関に通報し、必要に応じて所轄消防署長に訓練指導等の要請をするものとする。

附 則

この計画規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成11年	4月	1日	(制定)
	平成13年	4月	1日	(第1回改正)
	平成16年	4月	1日	(第2回改正)
	平成19年	4月	1日	(第3回改正)
	平成26年	4月	1日	(第4回改正)
	平成31年	4月	1日	(第5回改正)

別表第1 (第5条)

防 火 ・ 防 災 管 理 組 織



防災管理責任者の業務

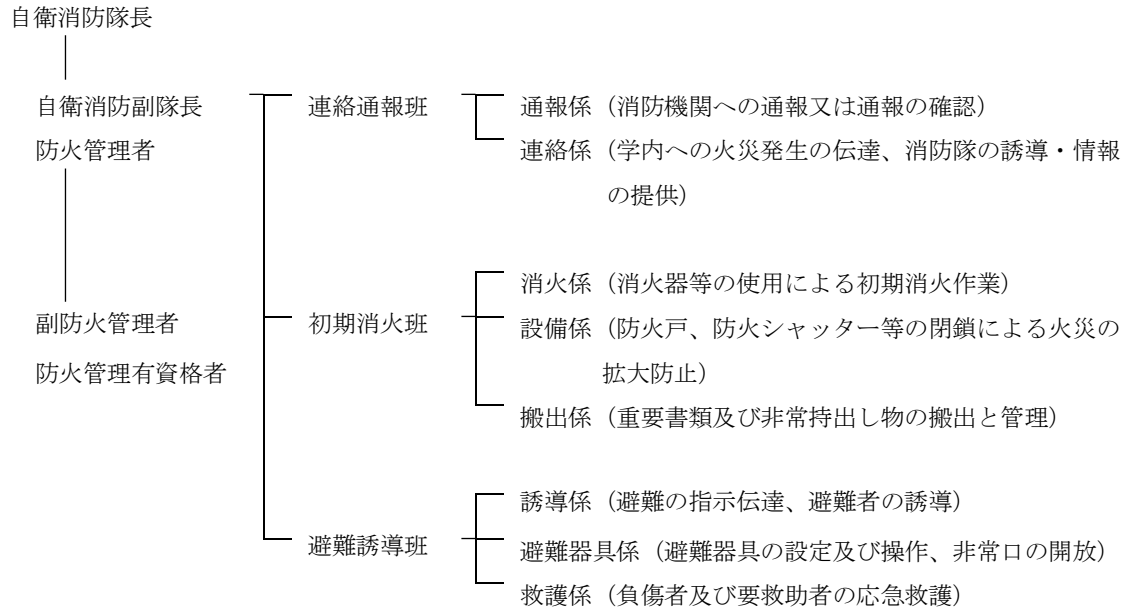
- ① 消防用設備等の点検
- ② 火気使用設備器具・電気設備及び危険物施設等の検査
- ③ 避難施設、防火・防災上必要な施設・設備の点検検査
- ④ 火元責任者に対する指導
- ⑤ 防災管理責任者の補助

火元責任者の業務

- ① 火気の使用又は取扱いの安全管理
- ② 火気使用設備器具・電気設備器具及び危険物品の安全管理
- ③ 消防用設備等の維持管理
- ④ 避難施設・防火・防災上必要な設備の維持管理

別表第2 (第11条)

自衛消防組織表



別表第3（第13条）

防火管理・防災管理の委託状況

防火対象物名称	学校法人菅原学園 至誠館大学	
管理権原者氏名	学校法人菅原学園理事長	
防火管理者	(正) 至誠館大学長 (副) 至誠館大学事務局長	
受託者の氏名及び住所 <small>(法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地)</small>	氏名(名称) ㈱中国警備保障 住所(所在地) 〒740-0018 岩国市麻里布町3丁目14番14号 電話(0827)23-2081	
受託者の行う防火管理業務の範囲	(1) <input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等監視業務 (2) <input type="checkbox"/> 避難又は、防火上必要な構造及び設備の維持管理 (3) <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 ア <input type="checkbox"/> 通報連絡 イ <input type="checkbox"/> 初期消火 ウ <input type="checkbox"/> 避難誘導 エ <input type="checkbox"/> その他 [] (4) <input type="checkbox"/> その他 []	
受託者の行う防火管理及び防災管理体制	(1) 勤務場所	機械警備 (株)中国警備保障 (0827)23-2081
	(2) 監視体制	集中遠隔監視システム
	(3) 委託する防火対象物の区域	至誠館大学
	(4) 委託する時間帯	24時間
	(5) その他	